

自己点検評価報告書

令和5年1月

福井大学重点研究高度化推進本部

重点研究高度化推進本部の活動に対する自己点検評価報告書

重点研究高度化推進本部長

重点研究高度化推進本部は、本学が第2期中期目標・計画で重点研究として掲げ、世界的な拠点形成を推進している、「分子イメージングをはじめとするライフサイエンス研究」、「原子力工学研究」および「遠赤外領域開発・応用研究」に対し、世界水準での研究支援を実施し、その高度化を実現するために、平成21年度「教育研究高度化のための支援体制整備事業」の採択を受け、学長の下に平成21年9月に設置されたものである。

重点研究高度化推進本部には、国際的水準を有する研究高度化支援者、技術支援者、外部研究資金の申請・管理支援者、外国人大学院留学生の受け入れや外国大学との提携支援者、キャリア教育事務支援者および教育支援者等を配置して、世界水準の教育研究支援体制を整備した。重点研究高度化推進本部は各種支援者を一元管理し、学長のリーダーシップの下に戦略的、重点的な支援を実施することにより、効果的で効率的な、国際水準での研究支援を実施している。併せて、専門的な研究支援者を育成し、更なる重点研究の推進を図ると共に、世界水準の研究支援体制による支援の下での重点研究推進を可能とするための基盤整備に取り組んできた。

前回の自己点検評価実施（平成24年9月）以降は、特に重点研究高度化推進本部としての活動は行ってはいないが、必要に応じて重点研究高度化推進本部としての活動が再開できるよう、体制を維持（必要に応じて重点研究高度化推進本部規程の改正等）しているのが現状である。

次頁から、評価基準ごとの評価結果を一覧に示す。

なお、重点研究高度化推進本部としての活動については、上述のとおり、本部としての体制を維持しているものの、本部としての活動は実施していないことから、今後は、本部の廃止も含め検討する souhaitei。

基準ごとの評価

基準		評価結果
基準 1	施設等の設置目的	
1-1	設置目的が明確に定められており、その内容が本学の目的等に適合するものであること。	適合している (福井大学重点研究高度化推進本部規程 第2条:目的)
1-2	設置目的が、本学構成員に周知されるとともに、地域・社会に公表されていること。	周知及び公表されている (福井大学規程集及び福井大学ホームページ)
1-3	設置目的及び活動が、本学の中期目標・計画の達成に資するものであること。	達成に資するものである (福井大学重点研究高度化推進本部規程 第2条:目的)
基準 2	施設等の組織(実施体制)	
2-1	組織構成が、設置目的に照らして適切なものであること。	適切である (福井大学重点研究高度化推進本部規程 第4条:職員)
2-2	設置目的を達成する上で必要な実施体制が適切に整備され、機能していること。	実施体制が整備されているものの、機能していない (福井大学重点研究高度化推進本部規程 第4条及び第6条:「職員」及び「運営委員会」)
2-3	設置目的を達成する上で必要な構成員が適切に配置されていること。	配置されていない
基準 3	活動状況と成果	
3-1	設置目的に沿った活動が、充分に行われていること。	活動が行われていない
3-2	設置目的の達成に資する成果・効果があがっていること。	成果・効果があがっていない (活動実績無し)
3-3	本学の目的等の達成に資する成果・効果があがっていること。	成果・効果があがっていない (活動実績無し)
3-4	本学の中期目標・計画の達成に資する成果・効果があがっていること。	成果・効果があがっていない (活動実績無し)
3-5	活動状況及びその成果・効果が、学内及び地域・社会に対して公表されていること。	成果・効果が公表されていない (活動実績無し)

基準4	学生・研究者等の受入れ、支援等（該当する場合）	
4-1	設置目的に沿って、学生・研究者等を適切に受入れていること。	—
4-2	設置目的に沿った履修指導・研究指導を含め支援等が適切に実施され、成果・効果があがっていること。	—
基準5	施設・設備	
5-1	活動する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されていること。	—
基準6	財務	
6-1	設置目的に沿った活動を適切かつ安定して遂行できるだけの財務基盤を有していること。	財務基盤を有していない
6-2	設置目的を達成するための活動の財務上の基礎として、適切な収支に係る計画が策定され、適切に履行されていること。	計画が策定されていない
基準7	管理運営	
7-1	設置目的を達成するために必要な管理運営体制及び事務組織が整備され、機能していること。	整備されている (福井大学重点研究高度化推進本部規程 第6条及び第7条:「運営委員会」及び「事務」)
7-2	管理運営に関する方針が明確に定められ、それらに基づき適切な規定等が整備されていること。	適切である (福井大学重点研究高度化推進本部規程)
7-3	活動の状況やその成果・効果が組織的に把握され、適切な形で管理運営に反映されていること。	活動実績なし